

京都市告示第258号

児童福祉法第21条の5の24第1項の規定に基づき、次のとおり、指定放課後等デイサービス事業者の指定を取り消します。

令和2年7月31日

京都市長 門川 大作

事業者の名称	事業所の名称 事業所番号	事業所の所在地	サービス種別	取消年月日
一般社団法人 子ども発達総合 支援会	さくらハウス 2650900158	京都市伏見区下鳥羽 北三町114番地	放課後等デイサ ービス	令和2年 9月1日

(子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室)

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)